



自営業からの損益  
課税対象の恩給、年金手当  
退職金、役員報酬  
譲渡所得、キャピタルゲイン、賃貸所得  
権利使用料、パートナーシップ所得  
宝くじ、賞金、ギャンブル収益等 ( Fom W -2G)

米国連邦個人所得税に関する最近のトピックス  
～ 子女税額控除 (Child Tax Credit)に関する小切手の受け取りについて

## 個人所得税に関する最新動向

KPMG LLP シニアマネージャー  
後藤 俊哉 氏

今回は、米国における個人所得税に関する最新動向について、KPMG LLPの後藤俊哉氏に解説いただきました。

### 米国個人所得税に関する基礎知識

アメリカでは、給与所得者、自由業者、投資所得のあった人など、収入のあった人は全員、地方自治体（州、市など）及び連邦政府（RS）のどちらの税務署に対しても確定申告書を作成して提出しなければなりません。また外国人に関する課税は、居住者や非居住者かによって異なり、滞在の形態によっても申告の方法も変わってきます。一般的に駐在員の場合は居住者外国人に該当するケースが多くなりますが、その場合はアメリカ市民と同様に全世界の所得が課税対象となりますのでご注意ください。以下主な申告所得をご紹介します。

給与・ボーナス：アメリカ払い給与は、Fom W -2でレポートされる。日本払いボーナスや住宅手当など諸手当も含む。

利子所得 (Fom 1099-NT)、配当金 (Fom 1099-DM) 手数料、コミッション等の雑収入

(通常、Fom 1099-M SCでレポートされる。)

州、市所得税の還付 (Fom 1099-G)

離婚、別居手当の受取り

米国連邦個人所得税に関する最近の動向に関して、何といたってもこの夏の関心事は「子供一人につき最高で \$ 400ドルの小切手が連邦政府から送られてくること」のようです。

2002年度の連邦個人所得税では、2002年 12月 31日の時点で17歳未満の扶養家族1人につき、最高で \$ 600が免除されました。今年 5月 28日にブッシュ大統領が署名した The Jobs and Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003によって、2003年度はこの金額が \$ 1,000に増額されました。このような免税については、通常は確定申告書を提出 (2003年度分は、2004年 4月 15日) が一般的な提出期限しなければ享受できませんが、これを待たずに、その増額分 (扶養子女1人につき最高 \$ 400) の小切手が下記のスケジュールで納税者に対し郵送されてきます。

ソーシャルセキュリティ番号の下 2桁	小切手発送日 (2003年)
0 0 から 3 3	7月 25日
3 4 から 6 6	8月 1日
6 7 から 9 9	8月 8日

下記は、RS (内国歳入庁) による質問形式の広報の要約です。

Q . 納税者がすべきことは ?

A . RSが納税者の 2002年度確定申告書のデータに基づいて還付金額を決定します。書類提出等は必要ありません。

Q. 受給資格の有無の判定は？

A. 一般的には、2002年度確定申告書上で子女税額控除を取っており、該当する子女が1987年以降に生まれた場合には今回の受給資格があります。小切手を実際に郵送する数日前に、RSは、まず納税者に対して通知を郵送します。

Q. まだ2002年度確定申告書を提出していないのですが。

A. 提出期限延長申請を行った場合、通常は8月15日（もしくは再度の延長申請を行った場合には最長で10月15日）まで延長が認められます。この場合、RSが2002年度確定申告書を受領した後、4週間から6週間後に小切手が発送されます。なお、受給予想金額を2002年度確定申告書の税額から差し引いてはいけません。

Q. 銀行振込ではなく小切手にする理由は？

A. 小切手を郵送した場合には、引越し後の新住所に転送されますが、納税者が銀行口座を変更した場合には新しい口座に転送できないからです。

駐在員のための個人所得講座開催のお知らせ

この度、2003年9月24日（水）午前9時から12時まで、下記の要領で日本人駐在員のための個人所得講座を開催します。当日は、先述の小切手についての解説その他、会社の担当者として知っておくべきことや、駐在員として知って得ることを分かりやすく解説します。また個別のご相談にも対応いたしますので、是非お気軽にご参加下さい。

日時：2003年9月24日（水曜日）  
午前9時から昼12時まで

場所：KPMG LLPシカゴ事務所 16階 A・B会議室  
303 East Wacker Drive, Chicago, IL 60601  
（スイスホテルとハイアットホテルとの間）

内容：下記の内容を日本語で解説し、途中15分ほどの休憩を入れます。

- \*米国個人所得税の概要および最近の動向
- \*駐在員に適用される特殊規則
- \*会社負担個人所得税の算出方針
- \*日米年金通算協定の動向
- \*米国確定申告書に備えて用意すべき資料
- \*質疑応答

講師：後藤俊哉

KPMG LLPシニア・マネージャー、  
米国公認会計士（CPA）および税務学修士（MST）

1989年よりKPMGで税務関連の業務を継続して提供。デトロイトおよび東京事務所での勤務を経て、現在はシカゴ事務所にて駐在員にかかわる個人所得税および給与関係税の業務の中西部地域における日本人責任者として業務を提供。各種のコスト削減プロジェクトも積極的に展開中。

デトロイト日本商工会議所、ケンタッキー日米協会等主催の講演多数。Q&Aアメリカの税金百科 有斐閣 共著、シカゴ・デトロイト便利帳最新号（Ys Publishing）の税金の項目およびJETRO等への寄稿多数。

申込み：会社名、役職、氏名（いずれも和英）並びに連絡先 電話、E MailをE Mailでお知らせ下さい。またこのセミナーに関する問い合わせは下記までお願いします。

後藤 俊哉 Toshiya Go to  
312-665-2493 tgo to@ kpmg.com

小田 敦子 Atsuko Oda  
312-665-2562 aoda@ kpmg.com